

野田市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第1号

野田市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

野田市職員被服貸与規程（昭和47年野田市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表児童館の児童厚生員及び幼稚園の教諭の項中「児童館の児童厚生員及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。